

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県若年性認知症支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置することで、若年性認知症の人の視点に立った取組を推進し、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※広島県を2つの地域（東部地域・西部地域）に区分し、2地域について別々に実施する。

公募型プロポーザル参加者は、1地域のみでも2地域でも参加可能とする。

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

4,282千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1地域当たり2,141千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年7月10日（木） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年7月18日（金） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年7月22日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県健康福祉局地域共生社会推進課

② 提案書提出期限

令和7年7月24日（木） 午後5時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書（様式第1号-1）に添付しなければならない。

ア 法人概要説明書（様式第1号-2）

イ 電子データの保存等に関する申出書（様式第2号）

ウ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
（※県税、特別法人事業税又は地方法人特別税について未納がないこと）

エ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
（※その3の3：消費税及び地方消費税について未納がないこと）

※ ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、納税証明書（ウ、エ）の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書等について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式第3号）により、電子メールで提出すること。その際、件名を「(プロポーザル) 令和7年度下期広島県若年性認知症施策総合推進事業業務に関する質問」とし、送信後、電話により着信の確認を行うこと。

提出先	広島県健康福祉局地域共生社会推進課
提出先アドレス	fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp
確認先電話	(082) 513-3201 (ダイヤルイン)

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 提案書について

- ① 提案書作成要領を参照の上、次に掲げる必要な書類を、1地域当たり、各正本1部、副本7部を提出すること。

ア	提案書届出書（様式第5号）
イ	提案書（任意様式）
ウ	見積書（様式第6号）

- ② 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
- ③ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局地域共生社会推進課に対してその理由説明を求められることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和7年8月4日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和7年8月5日（火）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとするが、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の概算払いも可とする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行

うことがある。

(13) 参加の取り下げについて

提案書を提出した後に参加を取り下げる場合は、速やかに公募型プロポーザル参加辞退届（様式第4号）を提出すること。参加辞退届の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

(14) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。（参加辞退届の提出があった場合も同様。）。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約方法

本業務は広島県を2つの対象地域（東部地域・西部地域）に区分し、2地域について別々に実施するものであり、対象地域ごとに選出された各最優秀提案者と、業務内容（業務対象地域を含む。）及び委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、仕様書等の内容を一部変更する場合がある。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 仕様書
- 契約書（案）
- 評価基準
- 提案書作成要領
- 様式

【様式第1号-1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式第1号-2】法人概要説明書

【様式第2号】電子データの保存等に関する申出書

【様式第3号】仕様書等に対する質問書

【様式第4号】公募型プロポーザル参加辞退届

【様式第5号】提案書届出書

【様式第6号】見積書

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局地域共生社会推進課

担当 田中

電話 082-513-3201（ダイヤルイン）